議長（門　瀧雄）
　ご異議なしと認めます。
よって、会期は、本日より12月16日までの8日間とし、先に言いました日程によることに決定致しました。
日程第3、諸般の報告を行います。
まず、議長報告でありますが、本日までに受理した請願は1件で、お手元に配付いたしました請願文書表の通りであります。
これを会期中の、総務教育常任委員会に付託しましたので報告します。
次に、監査委員より現金出納検査執行状況報告を受けております。
報告は、印刷配付をしておりますので、朗読は省略を致します。
続きまして、委員長報告を行います。
最初に、11月22日に開催されました建設産業民生常任委員会の委員長報告を求めます。
建設産業民生常任委員会 委員長　古川幸義君。
建設産業民生常任委員会委員長（古川　幸義）
　皆さん、おはようございます。建設産業民生常任委員会結果報告について、報告致します。
平成25年11月22日開催した、建設産業民生常任委員会の結果を下記のとおり報告する。
審議事項、一つ、乳幼児医療費助成制度の拡充について、一つ、敬老祝金支給事業の見直しと高齢者福祉タクシー事業の創設について
審議結果、一つ、乳幼児医療費助成制度の拡充について、一つ、敬老祝金支給事業の見直しと高齢者福祉タクシー事業の創設について、委員、傍聴議員より、
一つ、乳幼児医療費の助成内容で一部負担金を助成するとあるが、どの程度の割合なのか。
一つ、高齢者福祉タクシー券が余った場合、譲渡は可能であるのか。
一つ、８０歳以上の方に高齢者福祉タクシー券について十分理解してもらえるような形にしていただきたい。
一つ、高齢者福祉タクシーの県内市町の取組み状況はどうか。
一つ、８８歳、９０歳の方を敬老祝い金の対象から外さずに、金額を減らしてでも、残すほうがいいのではないか。
一つ、高齢者福祉タクシーの券が余った場合、返還しないといけないのか。
一つ、申請書等はパソコンでダウンロードできるようにしていただきたい。
一つ、敬老祝い金はせめて米寿の８８歳は残す方向で検討していただ

きたい。
一つ、敬老祝い金制度から高齢者福祉タクシー制度に移行することを住民に徹底して周知してもらいたい。
一つ、８０歳以上の方が将来増加する可能性があるが、そのことを踏まえた上で高齢者福祉タクシーの計画をしているのか。
一つ、高齢者福祉タクシーの申請は年度途中でもできるのか。
一つ、８０歳以上の方で免許を持っている人も高齢者福祉タクシーの申請は可能か。
その他多くの意見、要望があり、それに対して執行部より、
一つ、乳幼児医療費の助成内容の一部負担金とは診断のときの自己負担分のことであり、義務教育の就学前で２割負担、就学後では３割負担する部分を助成するものである。
一つ、原則、高齢者福祉タクシー券の譲渡はできない。譲渡が発覚した場合などは、要綱で対応したい。
一つ、チラシ等に高齢者福祉タクシーの使用にかかる注意事項を明記するようにしている。
一つ、高齢者福祉タクシーはほとんどの市町で同様の制度はあるが、対象者、目的を限定して行っている市町が多い。
一つ、高齢化の進展、高齢者の健康保持、財政状況や費用対効果を考え合せる中で、高齢者の全体の福祉を考えれば、今回の改正は妥当なものだと考えている。
一つ、余った高齢者福祉タクシー券は有効期限があるので返還しなくてよい。
一つ、申請については申請書を対象者全体に郵送し、申請時に手渡しでタクシー券を交付したいと考えている。
一つ、８８歳の敬老祝い金については、高齢者の医療費増加等により、財政的な部分から判断して、この上乗せが限界と考えたが、今後、福祉保健課と協議して検討したい。
一つ、今後の推計を見ても、費用が増加することは想定している。
一つ、年度途中からでも高齢者福祉タクシーの申請は可能である。
一つ、高齢者福祉タクシーの申請は８０歳以上の方が対象なので可能である。
以上のような答弁があり、一つ、乳幼児医療費助成制度の拡充については委員会として承認し、一つ、敬老祝金支給事業の見直しと高齢者福祉タクシー事業の創設については、委員会として継続審議にした。
またその他として執行部より、3件の報告がありました。

以上で、建設産業民生常任委員会の報告を終わります。

議長（門　瀧雄）

これより、ただいまの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（門　瀧雄）

質疑なしと、認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

建設産業民生常任委員会 委員長報告について、これを了承することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（門　瀧雄）

ご異議なしと認めます。

よって、委員長報告は了承することに決定いたしました。